

令和6年12月2日に現行の保険証は廃止に

マイナ保険証の 利用はすで に はじまっています



今お使いの保険証は令和6年12月2日に廃止され、マイナ保険証に移行することが決定しています

廃止日以降、保険証の新規発行はできません

保険証廃止後は、原則としてマイナ保険証を使って保険診療を受けることとなります。令和6年12月2日以降に新規加入する方には保険証を新規発行できないため、マイナ保険証をご用意ください。

発行済みの保険証は、移行の猶予期間として廃止後1年間の使用が可能です。しかし、廃止日以降に氏名変更や紛失等があった場合、猶予期間内であっても保険証は使用できなくなり新規発行もできません。

こんな場合も新しい保険証は発行されません

- 氏名変更（結婚など苗字が変わるとき）
- 扶養の追加や削除（被扶養者が就職するとき）
- 再交付（紛失や破損したとき）
- 退職や再就職（新たな健康保険に加入するとき）

保険証が廃止された後は、病院には何でかかればいいのか？

次の4つの方法で保険診療を受けることができます。

1 マイナ保険証

イチ
オン!

過去の診療情報に基づく確な医療を受けられます。



2 お手元の保険証

令和7年12月1日まで
は使用可能です。



3 マイナ保険証+「資格情報のお知らせ」※

マイナ保険証が利用できない医療機関でセットで提示することで保険診療が受けられます。



4 資格確認書

令和6年12月2日以降、新規に加入された方、保険証の紛失や氏名変更があった方で、マイナ保険証をお持ちでない方に交付します。



※「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルの資格情報画面の提示で代用可能です。